平成30年3月相良村農業委員会定例総会議事録

- 1. 開催日時 平成30年3月12日(月) 午前9時00分開会
- 2. 開催場所 役場2階会議室
- 3. 出席委員(6人)

会長(10 番) 渡邊 和夫 職務代理者(5 番) 永田 熊信 (1 番) 宮原 清人 (2 番) 岩坂 博行 (3 番) 西田 義和 (4 番) 山田 成代 (6 番) 白石 悌二 (7 番) 平川 真由美

(8番) 内元 幸一郎 (9番) 信國 敬彦

4. 欠席委員(4人)

欠席委員:(1番)宮原清人 (2番)岩坂博行 (7番)平川真由美 (9番)信國敏彦

5. 議事日程

日程第1 議案第7号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見 について

日程第2 議案第8号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の 承認について

日程第3 議案第9号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地 利用配分計画(案)に対する意見について

その他

6. 農業委員会事務局職員 事務局長 冨永 得治 農地係長 渋谷 美佐江

7. 会議の概要

開会 午前9時00分

1 開会・議長挨拶

議長

おはようございます。

本日は、1番委員、2番委員、7番委員、9番委員が欠席ですが、 相良村農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立します。

只今から、平成30年3月相良村農業委員会総会を開会します。

相良村農業委員会会議規則第4条の規定により、私が議長として議事を進行させていただきます。

2 議事録署名委員の指名について

議長

議事録署名委員は、3番委員、4番委員の2名を指名します。よ ろしくお願いします。

これより、議題に沿って会議を進めます。議案が3議案で、案件が15案件です。

3 議 事

議案第7号

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する 意見ついて

議長

はじめに、議案第7号、農地法第4条第1項の規定による許可申 請対する意見について、審議します。

議長

それでは、1番について事務局の説明をお願いします。

事務局

おはようございます。

議案第7号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見 についてご説明いたします。番号1、大字川辺字中高原、畑1筆の 12,730㎡です。申請人は議案に記載されているとおりです。転用目 的といたしまして、昨年の8月に転用許可を受けて畜舎を建設され た横の隣接地です。新たに新設するということでの申請です。以上 です。

引き続き、本件について川辺地区推進委員から報告お願いします。

川辺地区委員

9日に10番委員と現地確認いたしまして、内容どおりの申請でま ちがいございません。面積が広いので、牛舎が建つにあたって排水 が問題になるかと懸念しております。他には問題ございません。以 上です。

議長

ただいま、事務局からの説明と川辺地区推進委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。

(意見なしの声)

議長

ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。

(異議なしの声)

議長

ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認すること に決定いたします。

議案第8号

経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の 承認について

議長

次に、議案第8号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積 計画の承認(利用権貸借)について、審議します。

1番について事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第8号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の 承認についての利用権貸借についてご説明いたします。番号1、大 字川辺字別府原、田1筆の3,473 ㎡です。賃貸借の新規案件で利用 権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されてい るとおりです。期間は5年で賃借料は10 a あたり30,000 円です。 以上です。

議長

引き続き、本件について深水地区推進委員に報告お願いします。

深水推進委員

2日に双方にお会いして、合意の下での貸借です。以上です。

ただいま、事務局からの説明及び深水地区推進委員から報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。

(意見なしの声)

議長

ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。

(異議なしの声)

議長

ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認すること に決定いたします。

議長

次に、2番、3番について関連につき一括で審議し、柳瀬地区推 進委員に関する案件なので、相良村農業委員会会議規則第10条の 規定に基づく議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了ま で、退席をお願いします。

(柳瀬地区推進委員退席)

議長

それでは、2番、3番について事務局の説明をお願いします。

事務局

番号2、大字柳瀬字辻、田2筆の5,055 ㎡です。賃貸借の再設定案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されている通りです。期間は5年で賃借料は10 a あたり玄米90kgです。次に番号3、大字柳瀬字辻、田1筆の4,747 ㎡です。賃貸借の再設定案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されている通りです。期間は5年で賃借料は10 a あたり玄米90kgです。以上です。

議長

引き続き、本件について3番委員に報告お願いします。

11日に自宅に行きましたが、不在でしたので、電話で確認しました。議案に記載されているとおり間違いありません。以上です。

議長

ただいま、事務局からの説明及び3番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。

(意見なしの声)

議長 ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろ

しいですか。

(異議なしの声)

議長 ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認すること

に決定いたします。

ここで、柳瀬地区推進委員の入室を許可します。

(柳瀬地区推進委員入室・着席)

議長 次に、4番について、柳瀬推進委員に関する案件なので、相良村 農業委員会会議規則第10条の規定に基づく議事参与の制限により

当該事案の審議開始から終了まで、退席をお願いします。

(柳瀬地区推進委員退席)

議長 それでは、4番について事務局の説明をお願いします。

事務局 番号4、大字柳瀬字吉ノ尾、田2筆の 2,756 ㎡です。賃貸借の新 規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に 記載されている通りです。期間は5年で賃借料は全筆で玄米180

kgです。以上です。

議長 引き続き、本件について6番委員に報告お願いします。

地区委員 7日に双方にお会いして、この内容でまちがいないと確認してお

ります。以上です。

議長 ただいま、事務局からの説明及び6番委員からの報告がありまし

たが、本件につきましてご意見ありませんか。

(意見なしの声)

議長 ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろ

しいですか。

(異議なしの声)

議長

ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認すること に決定いたします。

ここで、柳瀬地区推進委員の入室を許可します。

(柳瀬地区推進委員入室・着席)

議長

次に、5番について事務局の説明をお願いします。

事務局

番号5、大字川辺字上高原、畑1筆の4,511 ㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されている通りです。期間は5年で賃借料は10 a あたり7,000です。以上です。

議長

引き続き、本件について川辺地区推進委員に報告お願いします。

地区委員

9日会長と一緒に現地確認しまして、相手の方は酪農家で、別に問題ありません。以上です。

議長

ただいま、事務局からの説明及び川辺地区推進委員からの報告が ありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。

(意見なしの声)

議長

ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。

(異議なしの声)

議長

ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、6番について事務局の説明をお願いします。

事務局

番号6、大字川辺字中高原、畑1筆の5,660 ㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されている通りです。期間は5年で賃借料は10 a あたり7,000円です。以上です。

引き続き、本件について川辺地区推進委員に報告お願いします。

地区委員

この案件も会長と現地確認しまして、利用権の設定を受ける人は番号5の人と同一人物です。別に問題ございません。以上です。

議長

ただいま、事務局からの説明及び川辺地区推進委員からの報告が ありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。

(意見なしの声)

議長

ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。

(異議なしの声)

議長

ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認すること に決定いたします。

次に、7番について事務局の説明をお願いします。

事務局

番号7、大字深水字買元、田1筆の879㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は1筆で15,000円です。以上です。

議長

引き続き、本件について4番委員に報告お願いします。

4番委員

現地で両者立ち合いの下、確認しました記載されていることに間 違いありません。以上です。

議長

ただいま、事務局からの説明及び4番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。

(意見なしの声)

議長

ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。

(異議なしの声)

ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認すること に決定いたします。

次に、8番について事務局の説明をお願いします。

事務局説明

番号8、大字川辺字雨宮鶴、田1筆の2,053 ㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は3年で賃借料は10 a あたり30,000円です。以上です。

議長

引き続き、本件について5番委員に報告お願いします。

5番委員

8日に両者立ち合いの下、協議しました。まちがいございません。

議長

ただいま、事務局からの説明及び5番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。

(意見なしの声)

議長

ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。

(異議なしの声)

議長

ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認すること に決定いたします。

次に、9番について事務局の説明をお願いします。

事務局

番号9、大字川辺字西鶴及び下永坂及び中永坂で田1筆、畑7筆で合計5,138㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は畑が10aあたり5,000円、田が10aあたり14,804円です。以上です。

議長

ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきまして ご意見ありませんか。

(意見なしの声)

ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。

(異議なしの声)

議長

ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、10番について事務局の説明をお願いします。

事務局

番号10、大字深水字買元、田3筆の3,445 ㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10 a あたり18,000 円です。以上です。

議長

ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきまして ご意見ありませんか。

(意見なしの声)

議長

ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。

(異議なしの声)

議長

ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、11番について事務局の説明をお願いします。

事務局

番号11、大字柳瀬字八ツ田、田1筆の2,632 ㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は10aあたり15,000円です。以上です。

議長

ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきまして ご意見ありませんか。

(意見なしの声)

ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。

(異議なしの声)

議長

ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議長

次に、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(所有 権移転)の承認について審議します。

1番について、事務局の説明をお願いします。

事務局

農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の所有権移転についてご説明いたします。

番号1、大字柳瀬字新並木及び吉ノ尾、田2筆の2,930 ㎡です。 所有権を移転する者及び所有権の移転を受ける者は議案に記載され ているとおりです。売買価格は1,172,000円で10aあたり400,000 円です。以上です。

議長

引き続き、本件について柳瀬地区推進委員の報告をお願いします。

柳瀬地区委員

3月11日に両者立会の下、現地で確認し議案に記載されているとおりで間違いありません。以上です。

議長

ただいま、事務局からの説明及び5番委員及び木﨑推進委員かの 報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。

(意見なしの声)

議長

ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。

(異議なしの声)

議長

ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認すること に決定いたします。

2番について、事務局の説明をお願いします。

事務局

番号2、大字川辺字佐土原、畑1筆の2,581 ㎡です。所有権を移転する者及び所有権の移転を受ける者は議案に記載されているとおりです。売買価格は645,250円で10aあたり250,000円です。以上です。

議長

引き続き、本件について8番委員からの報告をお願いします。

8番委員

川辺の地区推進委員と両関係者と現地で確認しましたところ、議 案に記載してあるとおりで間違いありません。道が現在ないので今 後問題が出てくるのではないだろうか。その時は、産業振興課か農 業委員会に話がくるかもしれない。以上です。

議長

産業振興課、農業委員会の問題でもなく、個人の問題なので本人 同士で解決しなければならないでしょう。

議長

ただいま、事務局からの説明及び8番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。

(意見なしの声)

議長

ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。

(異議なしの声)

議長

ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認すること に決定いたします。

議長

議案第9号

農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による 農用地利用配分計画(案)に対する意見について

議長

次に、議案第9号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について、審議します。 1番について事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第9号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農 用地利用配分計画(案)に対する意見についてご説明いたします。 事務局

番号1、大字川辺字西鶴及び下永坂及び中永坂の田1筆、畑7筆の計8筆で5,138㎡です。農地中間管理機構を通しての機構法の賃貸借で権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10 a あたり畑が5,000円、田が14,804円です。以上です。

議長

ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきまして ご意見ありませんか。

(意見なしの声)

議長

ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよ ろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議長

ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、2番について事務局の説明をお願いします。

事務局

番号2、大字深水字買元、田3筆の3,445 ㎡です。農地中間管理機構を通しての機構法の賃貸借で権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10 a あたり18,000円です。以上です。

議長

ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。

(意見なしの声)

議長

ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよ ろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議長

ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします

次に、3番について事務局の説明をお願いします。

事務局

番号3、大字柳瀬字八ツ田、田の2,632 ㎡です。農地中間管理機構を通しての機構法の賃貸借で権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は10 a あたり15,000 円です。以上です。

議長

ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。

(意見なしの声)

議長

ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議長

ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします

議長

これをもちまして、本日提案しました議案は全て終了しました。

その他

一応ご報告します。許可不要の転用届、形状変更届でてきておりますので、報告しておきます。

(1) 次回の総会の開催日について4月11日、(水)曜日、午前9時から

閉 会

○ それでは、これで本日の総会を閉会いたします。ご協力ありがと うございました。

閉会 午前 時 分

会議の内容に相違なき事を認め、ここに署名する。

平成30年3月12日

相良村農業委員会

署名委員 3番 ⑩

署名委員 4番 🗊